

令和6年9月26日

新1年生の保護者様

松山市立味生小学校
校長 杉澤 嘉穂

入学準備金（就学援助制度）の申請について

入学準備金（就学援助制度）について、別添チラシを同封しています。

松山市では、児童扶養手当を受給されている家庭など、経済的な理由で子どもを小中学校に就学させるのが困難な御家庭に対して、学用品費の一部や、給食費などを援助する制度があります。

就学援助費のうち入学準備金は、申請をして認定を受けると、入学前の令和7年3月に受け取ることができます。

入学前の準備金支給を希望される場合は、下記のとおり期日までに申請をお願いします。

記

1. 申請期限：令和6年10月31日（木）～令和6年12月3日（火）
2. 申請先：味生小学校（事務室）
3. 申請書：就学時健康診断終了後、味生小学校職員室にて配布いたします。
必要な方は、職員室までお越しください。

【注意事項】

今回御案内した申請は、準備金を令和6年度中に受けるためのものであり、入学準備金の申請手続きと令和7年度就学援助費の申請手続きは異なります。

令和7年度の就学援助の申請手続きについては、2月に実施予定の入学説明会でご案内します。

《お問い合わせ》

味生小学校 担当：上原

TEL 951-0529

～新小学1年生の児童の保護者のみなさまへ～

入学準備金（就学援助制度）のお知らせ

松山市では、経済的な理由で公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の一部や修学旅行費、給食費などの援助を行っています。

就学援助費のうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）は申請によって入学前の3月に受け取ることができますので、希望される方はお子様が入学予定の小学校へお申し込みください。

○どんな世帯が対象となるの？

松山市にお住まいで、以下のいずれかに該当する方（ただし、世帯内で該当理由はいずれかに統一してください。）※生活保護の方は対象となりません。

該当理由	必要書類	備考
① 生活保護が停止または廃止された方 ※停止または廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。	保護廃止（停止）決定通知書 および 保護受給証明書	停止または廃止され、申請を希望される場合は、すみやかに学校へお申し出ください。
② 市町村民税が非課税の方	令和6年度 市民税・県民税非課税証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
③ 市町村民税が減免されている方	通知書	
④ 個人事業税が減免されている方	通知書	
⑤ 固定資産税が減免されている方	通知書	新築住宅に対する軽減措置等は対象外です。
⑥ 国民年金の保険料が免除されている方 ※4分の1免除は対象外です。 ※世帯に国民年金以外の年金制度の方がいる場合や、年金受給中の方がいる場合は、この理由での申請はできません。	国民年金保険料免除申請承認通知書 または 国民年金保険料免除理由該当通知書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
⑦ 国民健康保険の保険料が減免 または 徴収猶予・軽減されている方	令和6年度 国民健康保険料納入通知書	世帯の方全員の氏名が確認できる必要があります。
⑧ 児童扶養手当を受給されている方	有効期限が令和7年10月31日の 児童扶養手当証書	該当する方の証書は郵送にて、令和6年11月末頃にお手元に届く予定です。
⑨ 生活資金貸付金を受給されている方	生活福祉資金貸付決定通知書 または 通帳の写し（口座名義・振込金額）	
⑩ 経済的理由によりお困りの方	令和6年度 市民税・県民税課税（所得）証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。

※⑩の項目で否認定となった際、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、直近の収入が減った場合、再申請ができます。

○入学準備金とは？

ランドセルや通学用服など、新入学に必要な学用品・通学用品にかかる費用を援助するものです。

対象	支給額	支給時期
小学校 令和7年4月に 小学1年生となる児童	57,060円	入学前の3月
中学校 小学6年生の児童	63,000円	入学前の3月

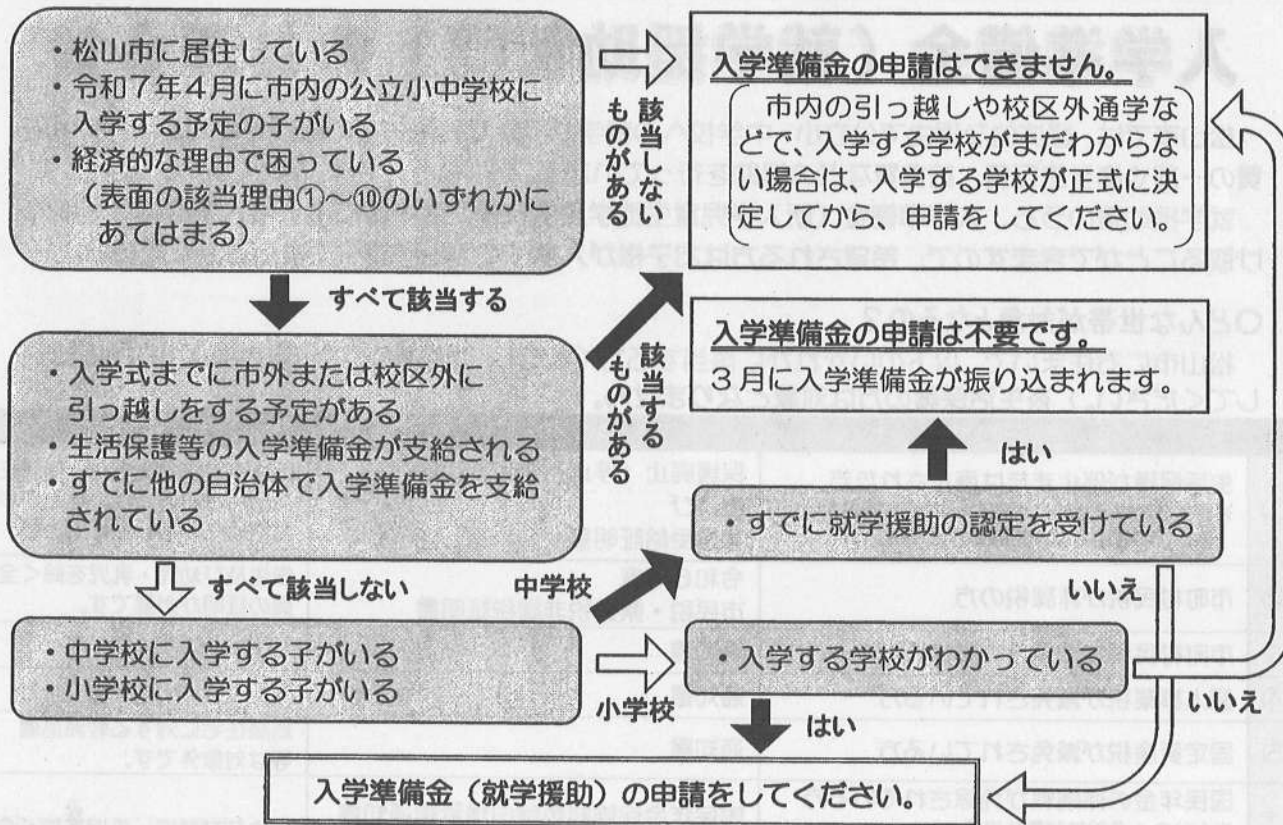
～ご注意ください～

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、入学準備金の対象にはなりません。

- (1) 令和7年4月の入学式までに、松山市から転出される方
- (2) 公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を含む）以外の学校へ入学される方
- (3) 生活保護や入所施設での入学準備金を受給される方
- (4) 松山市以外で、同じ児童に対する入学準備金を受給された方

※入学準備金を受給した方が、(1)～(4)に該当する状況になった場合は、すみやかに各学校へご連絡ください。（入学準備金は返還していただきます。）

○入学準備金の申請をする人は？（矢印にそってご確認ください）



○申請の方法は？

	新小学1年生	新中学1年生
申し込み	10月～11月頃、入学予定の各小学校に申請書類を提出します。	原則として随時、通学している各小学校に申請書類を提出します。
結果通知	1月頃、入学予定の各小学校を通じて認定結果が通知されます。	申請後、2～3週間後に各小学校を通じて認定結果が通知されます。
書類提出	1月頃、入学予定の各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。	現在通学している各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。
支給	3月中旬以降（予定）に、各小学校を通じて入学準備金が口座に振り込まれます。	

※提出書類に不備があった場合は、3月の振り込みに間に合わないことがありますのでご了承ください。
 ※申し込み後の引っ越しや婚姻など、世帯の状況に変化があった場合は必ず学校にお申し出ください。

～ご注意ください～

入学前に入学準備金の支給を受けた人は、入学後（4月から）も就学援助制度を希望する場合、別途、令和7年度の申請をする必要があります。新小学1年生は入学後の4月中、新中学1年生は入学前の1月下旬頃から入学後の4月末までに、通学している小中学校へ再度書類をご提出ください。

なお、入学準備金の入学前支給を希望しない方で、入学後の4月1日に就学援助が認定（当初認定）された方には、6月以降に入学準備金を支給します。

お問い合わせ先

お子さまが通学しているまたは入学予定の小学校（制度の申請先は各小学校です）